

第10期平取町高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定業務

公募型プロポーザル実施要領

令和8年3月

平取町役場保健福祉課

## 1 目的

本業務は、令和9年4月から令和12年3月までを計画期間とする第10期平取町高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定業務を委託するにあたり、公平性を確保しながら、優れた技術力や知見及び信頼性を有する最も適した優先交渉権者を特定するために行う公募型プロポーザル方式について、必要な事項を定める。

## 2 業務概要

- (1) 業務名 第10期平取町高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定業務
- (2) 業務内容 本業務の仕様書のとおり
- (3) 履行期間 契約締結の日から令和9年3月31日まで
- (4) 提案限度額 4,500,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

## 3 担当部署

〒055-0195

北海道沙流郡平取町本町35番地1 ふれあいセンターびらとり

平取町役場 保健福祉課介護保険係

電話番号 01457-4-6114(直通)

メール kaigo.hoken@town.biratori.lg.jp

## 4 参加資格要件

次のすべての要件を満たしていること。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当していること。
- (2) 平取町に入札参加資格に登録している者（以下「有資格者」という。）であること。
- (3) 公告日から契約締結日までにおいて、指名停止措置を受けていないこと。
- (4) 令和2年4月1日以降に地方公共団体が発注した類似業務の履行実績があること。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続きの開始の申立または民事再生（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き開始の申立がなされていないこと。

## 5 実施スケジュール

当プロポーザルのスケジュールは以下のとおり。ただし、応募書類の提出状況、審査の進捗状況等により変更となる場合がある。

- (1) 公募要領等の公告・HP公表  
令和8年3月13日（金）
- (2) 質問書の提出期間  
令和8年3月18日（水）午後5時まで

- (3) 質問書に対する回答  
令和8年3月23日（月）まで
- (4) 参加表明書受付期間  
令和8年3月25日（水）午後5時まで
- (5) 参加資格確認結果の通知  
令和8年3月27日（金）
- (6) 提案書の提出期間  
令和8年4月2日（木）まで
- (7) 一次審査結果の通知  
令和8年4月6日（月）まで
- (8) 選定委員会（プレゼンテーション）  
令和8年4月14日（火）予定
- (9) 審査結果の通知  
令和8年4月15日（水）予定

## 6 質問書の提出及び回答

### (1) 質問書の提出

上記提出期限までに、文書（A4判、任意様式）により行うものとし、電子メールにて送信すること。なお、文書には担当窓口の部署及び担当者氏名、電話番号、電子メールアドレスを併記すること。

### (2) 質問への回答

上記回答期限までに、電子メールにて回答する。

## 7 参加表明書等の提出

### (1) 提出書類

- ①参加表明書（別記様式第1号）
- ②会社概要書類（会社のパンフレット等）
- ③類似業務実績調書（別記様式第2号）

過去に受託した他の自治体における類似業務の実績が複数ある場合は、最大3件まで記載すること。記載にあたっては、1様式につき1件とし、北海道内の自治体における実績がある場合は、優先して記載すること。また、各実績が類似業務であることを証明するために、該当業務の契約書の写し等を添付すること。

### (2) 提出方法

上記提出期限までに、持参または郵送にて提出すること。なお、持参は土・日、祝日を除く平日の午前8時30分から午後5時15分までとする。

### (3) 提出部数

1部

### (4) 参加資格確認結果の通知

参加申込者の参加資格を確認し、参加資格の有無に関わらず、結果を全申込者に書面により通知する。併せて参加資格を有する者に対して、提案書等の提出を依頼する。

## 8 提案書・見積書の提出

(1) 提出書類（※下記の①～③を合わせたものを提案書一式とする。）

①提案提出書（別記様式第5号）

②提案書（任意様式：A4縦書きとする。20ページ以内）

③参考見積書（任意様式・②提案書の巻末に項目を設け見積を記載することでも可）

※見積書には、単価等の内容がわかる内訳を記載すること。

※提案書には本業務の責任者、担当者等の実施体制を明記すること。

※提案書には本業務の工程表を入れること。

(2) 提出方法

上記提出期限までに、持参または郵送にて提出すること。なお、持参は土・日曜日、祝日を除く平日の午前8時30分から午後5時15分までとする。

また、提案書は、データ（PDF）を電子メールまたはCD等に格納したものを併せて提出すること。

(3) 提出部数

提案書及び見積書1部、提案書10部

提案書の1部は会社名を明記したものとし、9部は無記名かつ会社名が特定されないようにしたものとすること。なお、データは2種類とも提出すること。

## 9 提案内容

企画提案は、次の事項について提案すること

(1) 提案者の概要（会社概要）について

(2) 計画策定にあたっての方針について

(3) 本業務の実施内容、方法について

- ・国、北海道などの指針等及び当平取町における現状と課題を踏まえたうえで、計画策定の手法について説明すること。
- ・調査の実施、分析方法等、計画に関連する基礎数値や資料及び現状分析等に係る業務の具体的内容について説明すること。
- ・平取町の計画検討委員会における支援のほか、本業務を策定するうえで有効な支援内容等があれば提案すること。
- ・計画書(案)が完成するまでの提案者と平取町の役割分担について説明すること。

(4) 本業務の実施手順。方法・スケジュールについて

- ・計画書(案)が完成するまでの作業工程について説明すること。

(5) 業務執行体制について

- ・業務実行体制（担当者の人員数、配置職種、実績等）について、説明すること
  - ・チーム編成の考え方・特色について、説明すること。
- (6) 過去における類似業務の実績等及び本業務に活かせるノウハウなど
- ・過去の業務実績について、説明すること。
  - ・過去の実績から本業務に活かせる点について、説明すること。
- (7) 業務に係る事業費積算について
- ・費目及び積算根拠について、説明すること。
- (8) その他実施するにあたって必要と思われる事項
- ・業務にあたって新たに提案できる事項があれば、説明すること。

## 1 0 失格事項

次のいずれかに該当した者は、その者を失格とする。

- (1) 参加資格要件を満たしていない場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 提案価格(見積額)が、「2 業務概要(4) 提案限度額」を超過している場合
- (4) 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合
- (5) その他、選定委員会が不相当と認めた場合

## 1 1 審査会の設置

企画提案の審査、企画提案書の評価及び受託候補者の特定を行うため、「プロポーザル審査会（以下「審査会」という。）を設置する。

## 1 2 ヒアリング等の実施

審査会において、提案内容をより理解するため、企画提案書等に係るプレゼンテーション及びヒアリングを実施する。

※実施方法、日時、評価基準については、別紙「ヒアリング実施要領及び評価基準」による。

## 1 3 受託候補者の特定

審査会において、プロポーザル参加者の提案書等及びプレゼンテーション、ヒアリングの状況の評価、採点を行い、各委員の評価点の合計を加算し、最高得点を得た者を契約候補者に特定する。

なお、評価点の合計が同点となる者が2者以上あるときは、審査会の合議により順位を決定する。

## 1 4 審査結果の通知

選定結果については、参加者全員に文書により通知する。

なお、審査方法及び審査内容、審査結果に対する異議は認めない。

## 1 5 契約に関する基本事項

町は、審査会において受託候補者に特定された提案者を相手方として契約交渉を行い、協議が整い次第、速やかに随意契約を締結する。

契約交渉が不調となったときは、次に得点の高かった提案者と契約交渉を行う。

## 1 6 業務の再委託

業務を一括して第三者に委託し、または請け負わせてはならない。ただし、業務を効率的に行う上で必要と思われる業務については、町と協議の上、業務の一部を委託することができるものとする。

## 1 7 その他

- (1) 提出された書類は返却しない。
- (2) 提出された書類の著作権は提出者に帰属するものとし、提出者に無断で利用することはない。ただし、本プロポーザル手続及びこれに係る事務処理に必要な範囲において、企画提案書等の複製、記録、保存などを行う。
- (3) 書類の作成、提出及びその説明、ヒアリング審査等に係る費用は、提出者の負担とする。
- (4) 本プロポーザルの応募を取り下げの場合は、事由発生後速やかに辞退届(別記様式)を提出すること。
- (5) 本プロポーザル選考過程等により知り得た情報を第三者に漏らしてはならない。
- (6) 仕様書は、事業者選定に当たり本業務に対する発注者の考えをまとめたものであり、契約締結時に発注者・受託者が協議の上、内容を確認し、必要に応じ変更するものとする。
- (7) 応募が多数の場合は書類審査のうえ、プレゼンテーション業者を選定する場合がある。
- (8) 提案者が1者であっても本プロポーザルを実施し、審査の結果、業務を適切に実施できると判断された場合には、当該提案者を契約の相手方として選定する。